

## 学校給食関係食育指導教材・検査機器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会兵庫県学校給食・食育支援センター(以下「センター」という。)が保有する学校給食関係食育指導教材・検査機器(以下「食育教材・検査機器」という。)の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出事務)

第2条 貸出事務は、食育教材については食育支援課、検査機器については品質管理課が扱うものとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、センターが認めた者とする。

2 貸出を希望する者は、事前に食育指導教材・検査機器貸出申請書(様式1)をセンター宛に提出するものとする。

ただし、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡のうえ指示に従うものとする。

(貸出食育教材・検査機器)

第4条 貸出対象となる食育教材・検査機器は、センターが別に定めたものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、食育教材・検査機器到着後2週間以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、期間延長についてセンターと協議のうえ決定するものとする。

(貸出食育教材・検査機器数)

第6条 原則として3種類以内とする。

(貸出条件)

第7条 食育教材・検査機器の貸出は、原則として無料とする。但し、貸出及び返却に係る送料、一部検査機器の添付品の送料は貸出対象者の負担(着払い)とする。

2 貸出及び返却に係る輸送手段として、センター配送便または普及活動便を利用する場合は、送料を無料とする。

3 貸出対象者は、食育教材・検査機器に関しては責任をもって管理し、期日までに返却するものとする。

4 転貸借をしないこと。

5 複製をしないこと。

6 営利目的に使用しないこと。

7 返却時、食育指導教材・検査機器利用報告書(様式2)を、センターに提出すること。

(食育教材・検査機器の亡失等の場合の処置)

第8条 貸出対象者が当該教材・機器を汚損、破損または亡失させた場合、修理代金または、製品代金について賠償の責を負うものとする。

(補則)

第9条 この要領による事項以外のことについては、センターと協議のうえ決定するものとする。

附則 この要領は平成23年4月1日から適用する。

附則 この要領は平成24年4月1日から適用する。

附則 この要領は平成29年5月29日から適用する。

附則 この要領は令和7年4月1日から適用する。